

江南市新学校給食センター整備等事業 基本協定書（案） 新旧対照表（令和5年5月26日）

頁 (旧) (新)	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目	旧	新
1、2 1、2	第 3	3			事業予定者の設立にあたり、 末尾 当事者 (乙) 欄に（構成企業）として記名押印する各社（以下「構成企業」という。）はいずれも必ず事業予定者に出資するものとし、かつ、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資額で出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、代表企業及び構成企業は、その事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の100分の50を超過するように維持するものとし、乙以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により事業者への資本参加を認める場合には、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。	事業予定者の設立にあたり、 <u>別紙1</u> の当事者欄に <u>構成企業のうち</u> （ <u>出資企業</u> ）として記名押印する各社（以下「 <u>出資企業</u> 」という。）はいずれも必ず事業予定者に出資するものとし、かつ、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資額で出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、代表企業及び <u>出資企業</u> は、その事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の100分の50を超過するように維持するものとし、乙以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により事業者への資本参加を認める場合には、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。
2 2	第 4				乙 は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとする。	<u>代表企業及び出資企業</u> は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとする。
3 3	第 6	6			乙は、第3項第1号及び2号のいずれかに該当することとなったときは、甲の請求があり次第、本事業の施設整備業務相当額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の 20 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、当該乙の賠償義務も連帯債務とする。	乙は、第3項第1号及び2号のいずれかに該当することとなったときは、甲の請求があり次第、本事業の施設整備業務相当額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の 20 <u>10</u> に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、当該乙の賠償義務も連帯債務とする。

頁 (旧) (新)	大 項 目	中 項 目	小 項 目	項目	旧	新
6 6	第 13				(企業)	(構成企業)
7 7	別 紙 1				別紙1 (第6条関係)	別紙1 (第3条及び第6条関係)
7 7	別 紙 1				出資者保証書 江南市及び(事業予定者)(以下「事業者」という。)の間において令和5年___月___日付けで締結された江南市新学校給食センター整備等事業(以下「本事業」という。)に係る事業契約書(以下「事業契約」という。)に関して、本事業を落札した___(以下「代表企業」という。)を代表企業とする___グループの構成企業である代表企業、___、___……(以下総称して「当社ら」という。)は、本書をもって、江南市に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。	出資者保証書 江南市及び(事業予定者)(以下「事業者」という。)の間において令和5年___月___日付けで締結された江南市新学校給食センター整備等事業(以下「本事業」という。)に係る事業契約書(以下「事業契約」という。)に関して、本事業を落札した___(以下「代表企業」という。)を代表企業とする___グループの代表企業、___、___……(以下総称して「当社ら」という。)は、本書をもって、江南市に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。
8 8	別 紙 1	4			(構成企業)	(出資企業)